

指定作業場設置（変更）届出の手引き

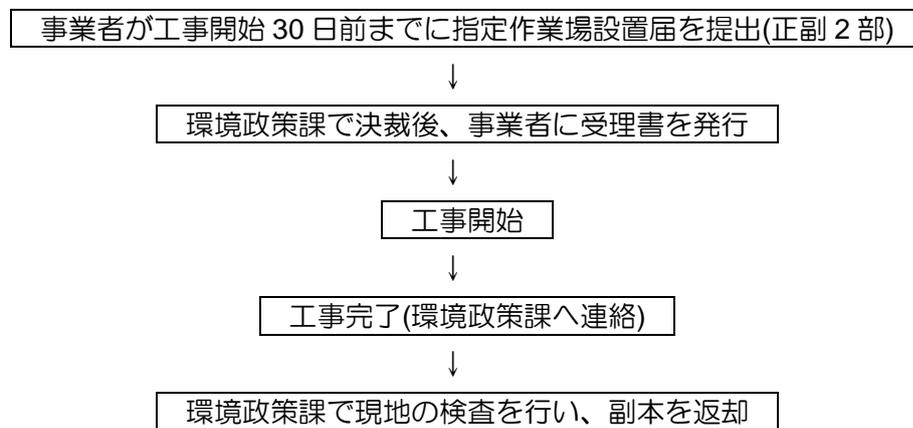
三鷹市生活環境部環境政策課 0422-45-1151（内線 2523～2525）

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づき、指定作業場を設置・変更するには、事前に市長への届出が必要です。

1. 設置・変更の届出（条例第 89・90 条）の手続きについて

（1）手続きの流れ

設置の工事が始まる 30 日前までに、必要書類を揃え、正副 2 部を環境政策課に提出してください。また、開発事業や特定開発事業(三鷹市まちづくり条例)に伴う指定作業場の設置であれば、同意書が交付されている必要があります。



- もし、事業者が届出をしてから 30 日以内に工事を始めたい場合は、「期間短縮願い」の提出が必要(条例第 92 条第 2 項)となります。

（2）届出に必要な書類

①指定作業場設置(変更)届出書

②別紙

☆指定作業場の種類により、用紙・書き方が異なります。

☆次の別紙は、三鷹市 HP からダウンロードできるものです。

別紙 2…駐車場、自動車ターミナル、洗車場、ガソリンスタンド、天然ガススタンド、液化石油スタンド

別紙 3…廃棄物の積み替え・保管場所、ウエスト・スクラップ場、材料置き場

別紙 7…めん類・豆腐・煮豆製造場、砂利採取場、洗濯施設

別紙 9…暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関、焼却炉

別紙 11…病院及び科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場

別紙 12…地下水揚水施設

③配置図及び構造図

- a) 隣接道路の状況、幅員、隣家との境界(塀の高さ、種類等)や敷地内の建物の配置がわかるもの。
- b) 建物の構造がわかるもの。(平面図、立面図、かなばかり図)
- c) 建物内の施設の配置及び構造がわかるもの。

④その他

指定作業場の種類別に設置機械仕様書等

2. その他状況に応じて必要な書類

指定作業場設置後であっても必要に応じて提出していただく書類となります。

(1) 指定作業場変更届出書 (条例第 90 条)

指定作業場の種類、作業、建物、施設の構造、配置、公害防止の方法について変更しようとする場合は、あらかじめ変更の手続きをしてください。(1. 設置・変更の届出の手続きについて参照)

(2) 変更届及び廃止届 (条例第 87・93 条)

指定作業場の氏名及び住所(法人の場合は名称、代表者名及び主たる事務所の所在地)に変更があった場合、または指定作業場を廃止した場合はその日から 30 日以内に所定の届を提出してください。

※指定作業場を廃止・除却しようとするときには、土壌汚染調査が必要な場合がありますので、ご相談ください(条例第 116 条)。

(3) 承継届 (条例第 88・93 条)

指定作業場を譲受け又は借り受けた場合、相続又は合併が行われた場合は、その日から 30 日以内に承継届を提出してください。

3. その他関係法令に基づく届出

指定作業場の施設によっては、その他法令に基づく届出(騒音規制法、振動規制法等による特定施設の届出など)が必要となる場合があります。

【参考】環境確保条例で定める主な指定作業場

◆条例に定める指定作業場(以下に主なものを抜粋)は、ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭等の規制基準を遵守することが義務づけられています。

- 自動車駐車場(20 台以上)
- ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド
- 自動車洗車場
- ウェスト・スクラップ処理場
- 廃棄物の積替え場所又は保管場所
- 材料置場
- めん類製造場
- 豆腐又は煮豆製造場
- 洗濯施設を有する事業場下水処理場
- 暖房用熱風炉を有する事業場
- ボイラーを有する事業場
- 焼却炉を有する事業場
- 病院
- 科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場など